

府政防第 652 号  
消 防 災 第 70 号  
令和 3 年 5 月 20 日

各都道府県防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部  
防災課長

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 5 月 10 日に公布され、本日施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）の内容等については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」（令和 3 年 5 月 10 日付け府政防第 600 号・消防災第 63 号）及び「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（令和 3 年 5 月 10 日付け府政防第 601 号・消防災第 60 号）により通知させていただいているところです。

今般、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月）や災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）の改正内容などを踏まえ、下記の通り、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月）を改定しましたので、貴都道府県内の市町村、関係機関等に周知していただくようお願いします。

また、貴都道府県においては、各市町村が、今後、本ガイドラインを活用し、地域の特性や実情を踏まえつつ、福祉避難所の確保・運営を行うとともに、積極的に福祉避難所を指定福祉避難所として指定していくために、各市町村と十分連携し、必要な支援を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 改定の経緯

令和 2 年 12 月、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」において、

- ・障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- ・福祉避難所を指定避難所として指定することを望まない理由として、指定すると受入れを想定していない被災者等が避難してくるとの懸念がある

等が示された。

こうした指摘を踏まえ、福祉避難所の指定が促進されるよう、5月10日に、災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設された。

今般、こうした経緯を踏まえ、本ガイドラインを改定したものである。

## 2. 主な改定の内容

- (1) 指定福祉避難所の指定及び公示に関する記載の追加（第1章2関連）
- (2) 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策に関する記載の追加（第1章3関連）
- (3) 協定等による福祉避難所等の活用、及び一般の避難所内における要配慮者スペースの設置に関する記載の追加（第3章関連）

## 3. 留意事項

市町村において指定福祉避難所を指定した場合、都道府県知事への通知及び内閣総理大臣への報告を行うこととしており、「指定避難所の指定及び指定の取消し等の様式の変更等について」（令和3年5月20日付け府政防第645号・消防災第69号）により、指定避難所の指定状況の報告様式を変更しているところである。

### <連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司参事官補佐、長谷川事務官、村上事務官

TEL 03- 3501- 5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

中村災害対策官、青木係長、朝香事務官

TEL 03- 5253- 7525（直通）